



お知らせ版

令和7年11月13日発行

編集：藤里町総務課
藤里町藤琴字藤琴8
TEL 0185-79-2111

11月は「労働保険未手続事業一掃強化月間」です

1人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です。

厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。



電子申請なら
24時間、365日
いつでも手続可能！
口座振替納付も便利
はたらく安心、つなぐ安心。
労災保険 × 雇用保険
労働保険
ひとくもし、みんなのため
厚生労働省

【お問い合わせ先】

秋田労働局（代表） ☎ 018-862-6681

「手話教室 in 能代」開催

秋田県では、住民の皆様を対象に、障害に対する理解を深め、手話の普及、理解啓発を図るとともに、手話に親しんでいただけるよう、次のとおり手話体験の教室を開催します。

手話を体験してみませんか？

友だち同士、親子など、ペアでの参加も大歓迎です！

【日時】12月6日（土）10時30分～12時

【会場】山本地域振興局福祉環境部（能代保健所）
能代市御指南町1番10号

【対象】おおむね小学校高学年以上（先着10名）

【内容】あいさつなどの簡単な手話体験

【その他】事前申し込みが必要です。

【お申し込み・お問い合わせ】

山本地域振興局福祉環境部 ☎ 0185-55-8023



秋田県最低賃金が改定されます

令和8年3月31日から、80円引き上げられ 時間額「1,031円」となります。

※最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内すべての労働者に適用され、最低賃金以上の賃金を支払わないと、最低賃金法違反となります。

※賃金は、精勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。

※月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低賃金以上でなければなりません。

詳しくは、秋田労働局賃金室（☎ 018-883-4266）または最寄りの労働基準監督署までご照会ください。

秋田労働局ホームページはこちら→



国が設置した無料の経営相談所「秋田県よろず支援拠点」

原材料高騰や人件費増加に悩む中小企業の皆様へ。
秋田県よろず支援拠点では、経営改善・資金繰り・販路開拓など幅広い課題に専門家が丁寧に対応します。お気軽にご利用ください。

【対象】中小企業の経営者や創業予定者

【日時】平日午前9時～午後5時

【場所】秋田市など県内6か所・オンライン対応

【申込方法】ホームページから申し込み

【お問い合わせ先】

秋田県よろず支援拠点 ☎ 018-860-5605



令和8年度分軽油引取税免税証（農業用）交付申請の集合受付について

※9月11日発行の広報お知らせ版に掲載した記事の再掲です

○総合県税事務所山本支所での受付は、令和8年2月2日（月）から行う予定ですが、一度の来所で済む郵送での申請もご利用ください。郵送申請の際は、110円切手を貼った返信用封筒も同封してください。

郵送申請の受付期間は令和7年12月1日（月）から令和7年12月31日（水）まで（消印有効）となります。

○詳細は「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：66308）

【集合受付日程】

地域	受付日	時間	会場
能代地区	11/26（水） 11/27（木）	10:00～11:30 13:00～14:30	山本地域振興局 (3階大会議室)
二ツ井地区 八峰町 藤里町	11/28（金）		

※ 地域ごとの区分は混雑分散が目的ですので、指定日程の都合が悪い場合は、別の日にちにお越しいただいて構いません。

※ 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。

※ 皆様の待ち時間短縮のため、書類は記入のうえでお越しくださいよう御協力をお願いします。

（書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。）

●注意事項

- ① 申請に必要な書類については、前回免税証交付時にお渡した「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：7689）各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
- ② 申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。
- ③ 集合受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限（=報告対象期間の末日）から1か月以内に提出をお願いします。（集合受付時に必ずしも提出しなくてよく、後日の提出となっても構いません。）

【お問い合わせ・送付先】

〒010-0951 秋田市山王4-1-2

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課

☎ 018-860-3341 FAX 018-860-3333

からだまるっと測定日について

いくつになっても健康な身体で、季節のものを美味しく食べ、おしゃべりで笑っていたいものです。
フレイルとは年をとって心身の活力が低下した状態。
体組成計は筋肉量や脂肪量がひと目で分かります。
ご自身の健康づくりのきっかけや見直しの機会にぜひお越しください。



【開催日時】令和7年11月29日（土）9:00～11:30

※おひとり3～5分です。都合の良い時間にお越しください。

【会場】藤里町総合開発センター

【内容】体組成測定、
血压測定など保健師が対応します。

【対象者】18歳以上の方

【注意事項】体組成測定は裸足で行います。
ペースメーカー等、体内機器を装着している方は測定できません。

【お問い合わせ】藤里町町民課 ☎ 0185-79-2113



秋田職能短大 2025年度推薦入試実施

ものづくりのプロを育てる！

秋田職業能力開発短期大学校は厚生労働省が設立した国立の工科系大学校で、修了生は県内の優良企業で活躍しています。この度、令和8年4月生を募集する推薦試験を行います。



【自己推薦入試】12月13日（土）

【社会人自己推薦入試】12月13日（土）

【申込方法】Web出願

【詳細・お問い合わせ】

秋田職業能力開発短期大学校 学務援助課
☎ 0186-42-5600

※ホームページはこちら↑

まちなかスマート相談所開催

スマートフォンでの通信アプリ「LINE（ライン）」の使い方や、カメラの使い方など、初心者向けのご相談から、スマートフォンをマイナ保険証として利用する方法など、お気軽にご相談下さい！！

【開催日】11月4日（火）～12月23日（火）までの毎週火曜日

【場所】藤里町三世代交流館1階

【時間】午後1時～午後3時

【その他】

- ・相談は無料です。
- ・事前申込不要です。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課 企画財政係 ☎ 0185-79-2111



『広報ふじさと』の掲載記事を募集しています

広報ふじさとでは、広報手段を持っていない団体やサークル、町民の皆さんに行う文化・学習・スポーツ・まちづくりなどの様々な催しや活動を紹介しています。町民向けに発信したい情報がありましたら、下記担当までご相談下さい。

【お申し込み・お問い合わせ】藤里町総務課総務係（広報担当）

☎ 0185-79-2111 FAX 0185-79-2293

E-mail soumu2@town.fujisato.lg.jp

冬の感染症対策のポイント

【秋田県からのお知らせ】

昨年は、年末年始において、インフルエンザや新型コロナウイルスの患者の急増により、救急医療体制のひっ迫が見られました。

今シーズンは、全国的に、様々な呼吸器感染症の報告が増加しているほか、インフルエンザの流行期が約1か月程度早くなっています。

これから冬にかけて、インフルエンザや新型コロナウイルスの感染拡大が予測されます。このため、症状が比較的軽く、重症化リスクが低い方（基礎疾患がないなど）は、ご自宅での療養にご協力をお願いします。

◎基本的な感染対策・体調管理

○高齢の方と会う場合や大人数で集まる場合は、基本的な感染対策を心がけて体調を整えるようにしましょう。

○通院・高齢者施設訪問時は、マスクの着用をお願いします。



◎検査キット・解熱鎮痛薬等の準備

○かかりつけ薬剤師・薬局にご相談ください。

○体温計・日持ちする食料も用意しておきましょう。



◎早めの定期接種をご検討ください

○定期接種を希望される方は早めの接種をお願いします。

○お住まいの市町村からのお知らせ（※）等をご確認ください。

○新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔に制限はありません。

（※）藤里町からのお知らせは、広報ふじさと9月号（9月25日発行）に折り込みチラシを同封しておりますので、そちらをご確認ください。

◆ワクチン接種は強制ではありません。

成人歯科健康診査を早めに受診しましょう

今年度、成人歯科健康診査の対象者は20歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方310人ですが、10月末現在12名の受診に留まっています。口腔衛生を保ち、食事や会話をいつまでも楽しめるように、歯科健康診査を受診しましょう。

【対象者】

年度末年齢が20歳から70歳までの5歳刻みの方。6月に個人宛に受診券を送付しています。



【実施期間】令和8年1月31日まで

【医療機関】藤里町営歯科診療所

【その他】

- ・事前申し込みが必要です。
- ・また、12月まで第2、4水曜日は19時まで診療しています。仕事の都合で日中受診できない方は、ぜひご利用ください。

【予約先】藤里町営歯科診療所 ☎ 0185-79-1330

【お問い合わせ先】藤里町町民課 ☎ 0185-79-2113

75歳以上の方は後期高齢者歯科健康診査を受けましょう！